

埼玉県測量作業共通仕様書

第1条 適用

- 1 埼玉県測量作業共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、埼玉県が発注する測量業務に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、共通仕様書の適用に当たっては、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に従った監督・検査体制の下で、適正に契約を履行しなければならない。
- 5 土木工事に係る調査、計画、設計に類する業務及び地質・土質調査、試験、解析等に類する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は技術管理者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第5条に規定する者であり、総括監督員及び担当監督員を総称していう。
- (2) 「検査員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第11条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (3) 「技術管理者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第6条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「担当技術者」とは、技術管理者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (5) 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。
- (6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

- (7) 「契約書」とは、埼玉県標準委託契約書及び埼玉県標準委託契約約款をいう。
- (8) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (10) 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (11) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (12) 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督員が**受注者**に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、委託者又は**受注者**が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (18) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が**受注者**に対し、又は**受注者**が委託者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「報告」とは、**受注者**が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「申し出」とは、**受注者**が契約内容の履行あるいは変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21) 「承諾」とは、**受注者**が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (23) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (24) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者

と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(25) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(27) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。

(28) 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために技術管理者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(29) 「修補」とは、委託者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(30) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。

第3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは技術管理者が測量業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第4条 業務の実施

- 1 測量作業において、図面、設計書、特記仕様書、共通仕様書に定めのない事項については、「埼玉県公共測量作業規程」により実施するものとする。
- 2 受注者は、主要な測量作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第5条 測量の基準

測量の基準は「埼玉県公共測量作業規程」の規定によるほかは、監督員の指示によるものとする。

第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 **受注者**からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、**受注者**に図面の原図若しくは電子データを貸与する。
ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、**受注者**の負担において備えるものとする。
- 2 **受注者**は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、**受注者**に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第7条 監督員

- 1 委託者は、測量業務における監督員を定め、契約書第**5**条の規定に基づき、**受注者**に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が**受注者**に対し口頭による指示等を行った場合には、**受注者**はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で**受注者**にその内容を通知するものとする。

第8条 技術管理者

- 1 **受注者**は、測量業務における技術管理者を定め、契約書第**6**条第1項の規定に基づき、委託者に通知するものとする。
- 2 技術管理者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 技術管理者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 技術管理者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の**受注者**と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第9条 担当技術者

- 1 **受注者**は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、契約書第**6**条第1項の規定を準用し、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2 測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 4 担当技術者は、技術管理者又は現場責任者を兼ねることはできない。

第10条 提出書類

- 1 **受注者**は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 **受注者**が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、**受注者**において様式を定め、提出するものとする。
ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 **受注者**は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が**受注者**に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、**受注者**が公益法人の場合はこの限りではない。

第11条 打合せ等

- 1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、技術管理者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度**受注者**が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（業務打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、技術管理者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について**受注者**が書面（業務打

- 合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 **受注者**は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。
また、**受注者**は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
 - 4 技術管理者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第12条 業務計画書

- 1 **受注者**は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 調査の順序及び方法
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) **成果物**の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
- 3 **受注者**は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、**受注者**はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第13条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を、**受注者**に貸与するものとする。
- 2 **受注者**は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 **受注者**は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、**受注者**の責任と費用負担において修復するものとする。

- 4 **受注者**は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第14条 関係官公庁への手続き等

- 1 **受注者**は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
また、**受注者**は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 **受注者**が、関係官公庁等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第15条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、**受注者**はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、**受注者**は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 **受注者**は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 **受注者**は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により**受注者**が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 **受注者**は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 **受注者**は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議の上定めるものとする。

第16条 土地への立入り等

- 1 **受注者**は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、あらかじめ監督員に報告するとともに、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 **受注者**は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、**受注者**はこれに協力しなければならない。
- 3 **受注者**は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 **受注者**は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、**受注者**は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第17条 **成果物**の提出

- 1 **受注者**は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す**成果物**を委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 **受注者**は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、**成果物**の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 **受注者**は、**成果物**において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 4 **受注者**は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより**成果物**を提出するものとする。
- 5 **受注者**は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。
- 6 **成果物**はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

第18条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第19条 検査

- 1 **受注者**は、契約書第**11**条第1項の規定に基づき、委託業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべ

て完了し、監督員に提出していなければならない。

- 2 委託者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日
を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び
資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機
材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注
者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び技術管理者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行
うものとする。

- (1) 測量業務成果物の検査

- (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を
行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「埼玉県電子納品運用ガイドラ
イン」に基づくものとする。

第20条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定
めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指
示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契
約書第11条第2項の規定を準用し、検査の結果を受注者に通知するもの
とする。

第21条 条件変更等

- 1 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下
「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特
別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その
確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第16条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。

- (2) 天災その他の不可抗力による損害。

- (3) その他、委託者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場
合。

第22条 契約変更

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 委託金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
- 2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第21条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他委託者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第23条 履行期間の変更

- 1 委託者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第9条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。

第24条 一時中止

1. 契約書第8条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第29条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及びその使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合
- 2 委託者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第25条 かし担保

- 1 委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約書第11条第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。
ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 委託者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。
ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。
ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

第26条 部分使用

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 **受注者**は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

第27条 守秘義務

- 1 **受注者**は、契約書第19条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 **受注者**は、**成果物**の発表に際しての守秘義務については、委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第28条 安全等の確保

- 1 **受注者**は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) **受注者**は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) **受注者**は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) **受注者**は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 **受注者**は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 **受注者**は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 **受注者**は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 **受注者**は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) **受注者**は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い、伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の

指導に従い必要な措置を講じなければならない。

- (3) **受注者**は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) **受注者**は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) **受注者**は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 **受注者**は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
 - 7 **受注者**は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - 8 **受注者**は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第29条 臨機の措置

- 1 **受注者**は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
また、**受注者**は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、**成果物**の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、**受注者**に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第30条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 **受注者**は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 **受注者**は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書

面によって監督員に提出しなければならない。